

県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する
調査特別委員会会議録（その23）

招集年月日時刻及び場所

平成17年12月13日（火） 午後4時20分

第1特別会議室

出席した委員の氏名

| | | |
|------|-----|----|
| 委員長 | 小林 | 実 |
| 副委員長 | 宮澤 | 敏文 |
| 委員 | 平野 | 成基 |
| 委員 | 小池 | 清 |
| 委員 | 服部 | 宏昭 |
| 委員 | 木下 | 茂人 |
| 委員 | 石坂 | 千穂 |
| 委員 | 毛利 | 栄子 |
| 委員 | 下村 | 恭 |
| 委員 | 林 | 奉文 |
| 委員 | 鈴木 | 清 |
| 委員 | 竹内 | 久幸 |
| 委員 | 宮澤 | 宗弘 |
| 委員 | 清水 | 洋 |
| 委員 | 高見澤 | 敏光 |
| 委員 | 柳田 | 清二 |
| 委員 | 倉田 | 竜彦 |

欠席した委員の氏名

なし

地方自治法第100条1項の規定により出頭及び証言を求めた者の氏名

| | | |
|--------------------------|----|-----|
| 元県総務部市町村課課長補佐兼行政係長 | 佐藤 | 則之氏 |
| 元県企画局情報政策課職員 | 中谷 | 秀幸氏 |
| 元県教育委員会こども支援課長 | 高橋 | 功氏 |
| 元県教育委員会文化財・生涯学習課長 | 上原 | 五夫氏 |
| 元県教育委員会文化財・生涯学習課調整幹兼課長補佐 | 関谷 | 則雄氏 |

元県教育委員会文化財・生涯学習課

課長補佐兼生涯学習振興係長

徳 竹 和 幸氏

元県教育委員会文化財・生涯学習課職員

山 岸 直 樹氏

元県教育委員会文化財・生涯学習課職員

坂 本 英 樹氏

付託事件

- 1 県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する事項
- 2 「下水道関係の働き掛けに関する文書」に係る公文書公開請求に関する事項
- 3 県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項
- 4 住民基本台帳ネットワークシステムへの侵入実験に関する事項

会議に付した事項

- 3 県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項
- 4 住民基本台帳ネットワークシステムへの侵入実験に関する事項

開会時刻 午後4時28分

小林委員長 ただいまから、県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する調査特別委員会を開会いたします。本日の日程は、百条調査権に基づく証人尋問であります。

これより、本委員会に付託されました調査事件について調査を行います。最初に、県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項並びに住民基本台帳ネットワークシステムへの侵入実験に関する事項について、証人から証言を求めます。

本日、出頭を求めました証人は、元県総務部市町村課課長補佐兼行政係長佐藤則之さん、元県企画局情報政策課職員中谷秀幸さん、元県教育委員会子ども支援課長高橋功さん、元県教育委員会文化財・生涯学習課の課長上原五夫さん、同じく調整幹兼課長補佐関谷則雄さん、同じく課長補佐兼生涯学習振興係長徳竹和幸さん、同じく職員の山岸直樹さん、同じく職員の坂本英樹さん、以上8名であります。

お諮りいたします。証人佐藤則之さんから、証言を行うに当たりメモ等を参考にしたいとの申し出がございましたが、これを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、許可することに決定いたしました。

次に、証人佐藤則之さん、中谷秀幸さん、上原五夫さん、関谷則雄さん、徳竹和幸さん、山岸直樹さん、坂本英樹さんから、証人の宣誓及び証言中の撮影及び録音について、撮影は背中後方からお願いします、また撮影はしないようにというお願いもございました。との申し出がございましたが、報道の皆様には格段の御配慮をお願いし、証人の撮影に当たっては背

中後方からのみとしていただくようお願いいたします。

これより、各証人の入室を求めます。

[各証人 入室・着席]

証人各位におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のために御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。本委員会を代表いたしまして厚くお礼を申し上げますとともに、調査のために御協力をいただくようお願いするわけでございます。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、これらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理人、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときはその旨お申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなくして証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処されることになっております。

さらに証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処されることになっております。一応、以上のことを御承知になっておいていただきたいと思っております。

それでは法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。傍聴人及び報道関係者も含め、全員御起立願います。

まず佐藤則之証人、宣誓書の朗読を願います。

[佐藤証人、宣誓書を朗読]

次に中谷秀幸証人、宣誓書の朗読を願います。

[中谷証人、宣誓書を朗読]

次に高橋功証人、宣誓書の朗読を願います。

[高橋証人、宣誓書を朗読]

次に上原五夫証人、宣誓書の朗読を願います。

[上原証人、宣誓書を朗読]

次に関谷則雄証人、宣誓書の朗読を願います。

[関谷証人、宣誓書を朗読]

次に徳竹和幸証人、宣誓書の朗読を願います。

[徳竹証人、宣誓書を朗読]

次に山岸直樹証人、宣誓書の朗読を願います。

[山岸証人、宣誓書を朗読]

次に坂本英樹証人、宣誓書の朗読を願います。

[坂本証人、宣誓書を朗読]

ありがとうございました。御着席願います。

お諮りします。本日、証人として8名の方々の出頭を求めています。最初に佐藤則之さんと中谷秀幸さんのお二方を同席の上で証言を求めるとし、終了後、高橋功さん、上原五夫さん、関谷則雄さん、徳竹和幸さん、山岸直樹さん、坂本英樹さんの6名の方々を同席の上で証言を求めるとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それでは、高橋功さん、上原五夫さん、関谷則雄さん、徳竹和幸さん、山岸直樹さん、坂本英樹さんにおかれましては、こちらからお呼びするまでいったん御退席をいただき、控え室においてお待ちいただくようお願い申し上げます。

[各証人 退席]

これより証言を求めることになりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際には、その都度委員長の許可を得てからなされるようお願いいたします。なお、こちらから尋問をしているときは着席のままで結構ですが、お答えの際は起立して発言を願います。

また、委員各位に申し上げます。本日は、住民基本台帳ネットワークシステムへの侵入実験に関する重要な問題等について証人より証言を求めますのでありますから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないように御協力をお願いいたします。また、委員の発言につき

ましては、証人の人権に十分留意されるよう要望しておきます。

これより佐藤則之証人から証言を求めます。最初に委員長から所要の事項をお尋ねいたします。引き続きまして鈴木委員から尋問をさせていただき、その後、各委員から補充尋問を願うことにいたします。

まず私からお尋ねをいたします。あなたは佐藤則之さんですか。

佐藤証人 はい、そのとおりです。

小林委員長 現在の役職名をお述べください。

佐藤証人 現在、上小地方事務所の厚生課長でございます。

小林委員長 次に中谷秀幸証人にお尋ねをいたします。あなたは中谷秀幸さんですか。

中谷証人 はい、中谷秀幸です。

小林委員長 現在の役職名をお述べください。

中谷証人 現在、生活環境部地球環境課主任をしております。

小林委員長 私からの尋問は以上であります。次に、鈴木委員から尋問させていただきます。

鈴木委員 佐藤証人、中谷証人、それぞれ忙しいながらきょうはありがとうございました。

私ども、個別具体的にお尋ねいたしますので、簡潔にして要を得た証言をまずお願いして、尋問に入らせていただきます。まず中谷証人に最初お尋ねし、尋問内容、多分重複すると思いますが、そのあと佐藤証人にお尋ねしますので。しばらく佐藤さん、申しわけないですがお待ちください。では中谷さんから。

まず中谷証人にお尋ねいたしますが、あなたは阿智村における第一次侵入実験に、だれと立ち会われたでしょうか。

中谷証人 阿智村において立ち会った人間という意味では、職員は私一人です。自分と入れかわりで別の職員が立ち会いましたが、そのやっている間は一人で立ち会いました。

鈴木委員 ですから県職員ではあなた、村の職員ではどなた、知っている範囲でお名前をお述べください。

中谷証人 実験への立ち会いという形では、村の職員の方は立ち会ったという立場ではないと思います。この場所を自由に使っているですよとか、そういった手引きと言いますか、準備についてお手伝いはいただいたんですが、いわゆる立ち会いという位置づけではなかったと思っています。ただし、その手引きをした方がどなたかということであれば、山内課長さんが主にやっていただいたと思っています。

鈴木委員 ほかにでは県の職員は、同行した方はおりませんか。

中谷証人 私と同行した職員はおりません。

鈴木委員 旅行命令によれば、あなたは公用車で阿智村へ行っていますが、阿智村には何時

ごろ到着されたでしょうか。

中谷証人 時間の正確な記憶はないんですが、昼の食事を、阿智村に着いて、いわゆるコンビニでお弁当なりを買って向こうで食べましたので、着いたのは昼前後だと思います。

鈴木委員 もう一度確認しますが、昼前後というと昼前ですか、昼のあとですか。午前、午後、その辺どうでしょうか。

中谷証人 長野を出たのが9時ごろだったと思いますので、多分昼直後、過ぎていたのではないかと思うんですが。着いてから、当然空腹で、当然お昼を食べましょうという話になりましたので、午前の早い時間ということはないです。

鈴木委員 もう一度、大事なところなんです。朝食のかわりに空腹でパンを買ったのではなくて、お昼にということなんですね。だから午前、午後、午前ですか、午後ですか。大体時間的に、では10時ごろから11時ごろなのか、あるいは1時ごろ2時ごろなのか、その辺間違いないか。

中谷証人 朝食は普通に食べていましたので、昼を食べるのに適当な時間ということで、12時から1時の間であったと思います。

鈴木委員 確認の意味で申し上げますが、阿智村の村長から正式な回答の時間的な経過は、大体10時半ごろと。10時半、実験開始がね。午前10時半という回答をいただいておりますが、あなたの今の証言は証言で、それはそれで訂正しなくて結構ですが、阿智村からは10時半という回答をいただいていることを申し上げておきます。

次に、笠原氏とその補助者もあなたと一緒に阿智村に行かれたんですか。

中谷証人 そのとおりです。

鈴木委員 そうすると、では笠原氏と補助者は、長野であなたと何時ごろから打ち合わせをされたでしょうか。

中谷証人 9時前後だと思います。9時前後に長野に着く新幹線で、到着した該当者を車でピックアップしました。そのときは定時以降に、定時というのは8時半ですけれども、それまでは確か県庁にいたはずですので、それから駅に行きましたので、9時前後で大きく離れてはいないはずですよ。

鈴木委員 では笠原氏とその要するに実験者、補助者は、9時ごろ長野県庁へ見えられて、今、定時というのは8時半とおっしゃいましたね。9時ごろ見えて、それで9時ごろ合流されて阿智村へ行ったということですか。その辺のちょっと確認だけ、時間的な経過だけ。

中谷証人 説明がうまくなくて申しわけありません。8時半に私が県庁にいまして、二人は駅に来ました。駅の東口へ公用車で迎えに行きました。二人はそのまま県庁に寄らずに直接阿智村に向かいました。

鈴木委員 証人はどなたかに侵入実験の進捗状況を報告いたしましたか、その都度。

中谷証人 これはもう実験が始まったあとの話ですね。逐一の報告という形で、今例えばどんな作業をやっているとか、そういう形はしてないんですが、節目節目で連絡をしたり、あと県庁の方から様子を聞かれたりというようなことがあったと思います。ただ、逐一定時に、例えば30分おきなり1時間おきなりにというような報告はしていなかったはずですよ。

鈴木委員 ですからその報告をどなたにされましたかとお聞きしているんです。

中谷証人 報告の相手、明確な記憶はないんですが、そのときのいきさつというか成り行きを考えると、松林さんか当時の課長かどちらかだと思いますが。明確にだれに話をしたという記憶がなくて申しわけありません。

鈴木委員 松林さんか当時の課長、では当時の課長はどなたですか。

中谷証人 9月当時は、阿部課長です。

鈴木委員 阿智村とはこの侵入実験の協力について、いつごろ協定を締結されたんでしょうか。

中谷証人 協定書の締結ということですか。実は協定書の締結は、契約に関する事務の一部だと思うんですが、それは直接はしておりません。協定に向けた準備だとか話をしていたのは、それから2週間とか前だったと思います。

鈴木委員 協定書というか、実験の終わった9月23日に阿智村長は、実験でシステムに異常が発生した場合、県が責任を負うとの覚書を県と交わしたということを発表しているんですよ。ですからその9月のいつごろ交わされたんでしょうかということですよ。

中谷証人 それについては、私はわかりません。

鈴木委員 では第一次侵入実験にかかる業務委託契約が、9月22日、当日ですね、まだ正式に契約が締結されていなかったと思われるんですが、その事実についてはどのように受けとめておられますか。

中谷証人 すみません、今の質問というか、私はその事実をどう受けとめているかという御質問ですか。まず契約には、先ほども申し上げたように直接携わっていないものですから、それが事実かどうかというのがわからないというのが一つ、申し上げられることになります。

鈴木委員 私が申しているのは、すべての決裁手続きがきちんと済み、契約書が、契約当事者が押印して作成されて、初めて正式な契約書ということが成り立つわけですよ。ですから、その辺についての事実認識と、もう一つは、実は実験の直前にあなたは市町村課の担当者と契約手続の打ち合わせをした以上、侵入実験の業務委託の準備状況というのは当然承知していたと思われるんですが、いかがですか。

中谷証人 何度も申し上げるんですが、契約の手続そのものには、情報政策課として例えば

判こを押したりとかということがなくて、住基に関してのすみ分けというのが、契約だとか事務は市町村課なんだけれども、技術的な部分の補助が情報政策課の職務だというふうに考えておりました。その部分については、自分の方で特に意見とかはない、見解はないんですけども。

鈴木委員 業務委託契約等の手続に関する書類上のことに対しては、一切関与していなかったということによろしいですか。

(中谷証人から「もう一回、すみません」という声あり)

業務委託契約書等の手続上のことに関しては、中谷証人は一切関与していなかったということによろしいんですか。

中谷証人 一切関与していないかということがどうということなのかちょっと、例えば契約をするのに当たって、担当者であったり決裁者であったりという意味では関与はしていませんが、契約を結ぶに当たって、基礎になる資料についての検討だとか、用意、準備というものにはかかわっています。ですから一切手続にかかわっていないということではないです。

鈴木委員 ですからそのように証言していただければ結構です。あなたが決裁するとか伺いを出したというのではなくて、手続上の、いろいろな準備上の行為は私はしましたと言っただけならば、それでわかるんですよ。

次にではお尋ねいたしますが、他の証人との整合性の問題もありますが、もう一度確認しますが、業務委託契約は、では適切に行われたものと認識されておられたのかどうなのか、その辺についてどうでしょうか。

中谷証人 当時の意識について申し上げますと、お恥ずかしい話なんですけど、そのことに意識というか、どうなっているんだろうということをあまり考えてなかったというのが本当です。自分の役割というのが、実験に携わる人たちを無事に阿智村に届けて、スムーズに実験が行えるように立ち会うことだというふうに考えておりましたので、特にそのときに特別な意識というのはあまりなかったと思います。

鈴木委員 そういたしますと、証人あなたは、当日、笠原氏あるいはその補助者から、契約関係の書類を預かったり、また侵入実験の宣誓書にサインを求めたりしたのでしょうか。

中谷証人 具体的な書類の、何の書類だったかというのははっきり覚えていないんですが、書類一式という形で市町村課から預かっていって、判こをもらってくれたとか、渡してくれたとかということは依頼されまして、そのとおり実行したはずですよ。

鈴木委員 その書類は、市町村課のどなたから具体的な指示を受けてお預かりになったんでしょうか。

中谷証人 すみません、はっきり覚えてない場合、どういうふうにお答えしたらいいのかわ

からないんですけれども。そうですね、今、正確に思い出せません。

鈴木委員 では確認させていただきますが、その書類のサイン等を求めたのは、事前にでしょうか、当日なのでしょうか。あるいは当日、現地なのでしょうか。

中谷証人 朝、長野駅で書類をお渡ししたはずです。

鈴木委員 長野駅でサインを求めたんですか、それとも現地へ行って、足を運んで現地ででしょうか、その辺はどうですか。

中谷証人 それについては、覚えておりません。

鈴木委員 いわゆるこの住基ネット侵入実験というのは、シークレットで行われてきたんですが、当然、証人もそういう認識だったと思うんですが。住基ネットの侵入実験の実施を、いわゆる完全シークレットで、確か指示があなたにもあったと思うんですが、どなたからそういう指示があったのでしょうか。

中谷証人 完全シークレットでという表現での指示は、私にはありませんでした。

鈴木委員 では完全という言葉は省いて、できるだけ非公開で隠密にという言葉に置きかえますが、そのような指示はあったのですか。

中谷証人 それは、この話があったのは8月だったと思いますので、8月当時の松林課長から、当時の課長から、できる限り広めないというんですか、日程だとか場所について広めないようにという指示はあったと思います。

鈴木委員 第一次侵入実験も含め、いわゆる対応チームの中で、実験についての具体的な指示をされたのはどなたでしょうか。

中谷証人 具体的な指示なんですが、対応チームの中で、全体で統一してこの実験に当たったという意識が実はなくて、実験に至るまでの市町村との調整やら、いつやるんだということについては、松林さんを中心に行われていたんですが。では実際にその契約をしたり、手続をしたりということについては、市町村課、対応チームの中でも市町村課に属している人たちの分担だというふうに自分は認識していました。

鈴木委員 中谷証人に個別具体的に指示されたのはどなたでしょうか。

中谷証人 自分に指示をしたというのは、先ほど申し上げたように、直接は松林さんです。

鈴木委員 業務委託先との実験、契約にかかる連絡調整を行ったのは中谷証人でしょうか。

中谷証人 業務委託者との連絡調整を実際に行ったのは松林さんです。

鈴木委員 では確認しますが、第一次侵入実験、第二次侵入実験、第三者評価、それぞれの契約について、相手方と受託業務について連絡調整をしたのはどなたでしょうか。

中谷証人 第一次については先ほど申し上げたとおりですが、第二次と第三者については、全く関与をしておりませんでした。

鈴木委員 ではもう一度、今までの証人と同じ、重複してあなたにお尋ねしますが。いわゆる完全シークレットの実験のため、市町村課へは情報が入っていなかった、ほとんど入っていなかったというような証言もかいま見ましたが、その辺については事実でしょうか。

中谷証人 すみません、完全シークレットのため、市町村に情報が入っていなかったということですか、すみません。

鈴木委員 市町村課について、市町村課に対してということです。

中谷証人 それは事実です。すみません、一次についてですけれども。

鈴木委員 住基ネット対応チームの業務についての、内部での検討、意思決定について、文書での決裁は行われたでしょうか。

中谷証人 自分の記憶する限りで、文書で決裁は行っていないはずで。

鈴木委員 ではこれで最後にします。第一次、第二次の侵入実験で、実験を行った町村のシステムに何らかの障害が起きたのは御承知でしょうか。あるいは起きなかったという認識をしていますか。

中谷証人 一次の方だけ携わりましたので、一次については、市町村での障害というのはありません。

鈴木委員 どこですか。

中谷証人 すみません、一次の中でも私は阿智村だけにしか行っておりませんので、阿智村での話でございます。

鈴木委員 ではあとで中谷証人に確認の意味でもう一度お尋ねする場合もあるかもしれませんが、次いででは佐藤証人に関連してお尋ねいたします。一部重複しますが、住基ネットの対応チームの設置について、まずお尋ねしますが。これはどういう手続でまず設置されたのかということであります。いつだれが決裁をされたのでしょうか。

佐藤証人 対応チームにつきましては、確か6月10日に設置するように、直接だれから言われたかちょっと記憶にはないんですけども。設置して、中間報告の結果について中心に説明していくようになるよということで、協力を頼むというようなことで言われた記憶がありまして。それで手続的には、確か私ではないんですけども、うちの専任の補佐の方で、人事チームですとか、行革チームですとか、そちらと調整した結果、人事の内申の手続でという結論になって、その起案が回ってきた記憶はあります。

鈴木委員 今、直接的にだれにということは記憶にないという証言でした。と同時に、今、言われたというんですが、対応チームの設置について言われた、どなたから言われたんでしょうか。

佐藤証人 それがちょっと具体的に本当にだれかと言われますと、記憶にないんです。それ

で直接私が言われたのは、協力してよということは知事室で言われたような気がしますし、ただその手続的な部分とか具体的な部分について、直接言われた記憶はないんです。

鈴木委員 いわゆるいつごろ、時期の問題、どなたがこれ決裁、要するに決裁という形をとったんでしょうか。

佐藤証人 6月10日にメンバーを決めて、その日に内申の手続をとったと記憶しておりますけれども。

鈴木委員 決裁をされたのはどなたですか。

佐藤証人 確か部長までいただいた記憶があるんですけど、ちょっと持ち回りしたのが私ではなかったものではっきりはしませんが、私も判こは押した記憶があります。

鈴木委員 持ち回りをおやりになったのはどなたですか。

佐藤証人 ちょっとその担当なのか、専任の補佐なのか、私は記憶にないんです。

鈴木委員 また記憶を思い出しましたら、また証言をお願いしたいと思います。では基本的なことだけ確認しますが、住基ネット対応チームの当初の設置目的は何だったんでしょうか。

佐藤証人 審議会の方から中間報告と言いますか第一次報告が出まして、それについて市町村やらいろいろな方々に説明するについては、職員では無理だろうから委員さん方にしていただけというような話の中で、そのフォローする業務と言いますか、そこを担っていましたし、あと翌日、プレス発表も6月11日にしているかとも思うんですけども、その中身で言えば公開討論会等の打ち合わせと言いますか、実施に向けた仕事があったんだと思います。

鈴木委員 今の佐藤証人の証言を整理いたしますと、住基ネット対応チームは6月に市町村課に置いて、その目的は審議会の第一次提言の説明会あるいは討論等の実施に限定して、私は設置されたはずだと思っています。そうですね。それが、侵入実験の実施が対応チームの目的としていつ加えられたのか。また目的の追加の、文書による決裁はとられたのかどうか。とられたとすればだれが決裁をされたのか。その点について、証言をお願いしたいと思います。

佐藤証人 書面でその設置伺いというのを確かしてなかった記憶があることと、対応チームで実験ということに関しては、一次が始まる直前に、実施部隊は対応チームで、予算的な面は市町村課だというふうなことから、対応チームで実施というような形になったんだろうと思います。

鈴木委員 文書による決裁等は今なかったという証言だったんですが。そうすると証人の記憶の中で、具体的にはその実験が加えられたということと、いいですか、それから対応チーム等で対応するというような、予算は市町村課の方でというような、その今あなたが証言した内容については、どなたからそういう個別的な説明、指示がありましたか。

佐藤証人 一次が始まったのが9月22日ということで、その前の週の金曜日だったと思いますけれども。私は行っていませんけれども、知事室へ部長、課長が呼ばれたと記憶しているんですけども。そこでの話だとして、帰ってきた課長にお聞きしたという記憶です。

鈴木委員 9月19日というと、多分では逆算して金曜日になりますかね、なりますね。帰ってきた課長というと、課長の固有名詞、お名前はどなたでしたか。

佐藤証人 当時は西泉課長さんです。

鈴木委員 わかりました。そういたしますと、次にではお尋ねいたしますが。第一次侵入実験の業務委託契約に関連してお尋ねしますが、侵入実験を行うことは、いつごろだれからお聞きになりましたか。

佐藤証人 先ほど申した9月19日に課長を通じて言われたという記憶です。

鈴木委員 そうしますと9月19日が金曜日、20日が土曜、21日が日曜日というふうになりますが。よろしいですか、第一次侵入実験にかかる業務委託契約は、9月22日、1日ですべての手续が完了したことになるんですね。ですから実際にはいつ完了されたと思われませんか。私の申し上げている完了という意味は、総務部長の決裁がされて、相手方との契約書の締結がされて初めて正式な私は手続が完了したというふうに、一般的には、社会通念的にも、あるいは行政の手続上からいってもそう思うんですが。契約書の締結がされたのはいつでしょうか。

佐藤証人 契約書の締結、双方で印を押してというのは22日以降だったと思います。ただ、その当時は、1日しかないというのは本当に事実だったので、その日、朝、責任者の方々に説明をした上で、これでいいですかという確認をして持ち回りで回った記憶がありまして、当然その日のうちに双方押印した契約書という形で手元にあったということではないです。

鈴木委員 すみません、私のちょっと今理解力が不足しているので、よくわからないのもう一度、正式な手続、押印されたものを交わされたのは22日以降という、今、証言をなさいました。契約書云々どうのこうの、その辺の部分について、もう一度ちょっと証言をお願いしたいんですが。

佐藤証人 部長決裁だけでなくということだったものですから、部長決裁については22日にとったというふうに思いますし、ただそれで相手の意思を確認して、契約書として双方押印した形で手元まで戻ってきたというのが、少し遅れたような記憶があります。

鈴木委員 もう一度確認しますね。総務部長へは、業務委託契約の事務処理手続がまだ完了していないということで報告されたんでしょうか。あるいは完了しているということで報告されたんでしょうか。また総務部長から何らかの指示があったんでしょうか。

佐藤証人 当時、決裁は、担当と係長の私で手分けしたりして回った記憶があるんですけど

ども。最終的に契約書の締結の決裁を部長に受けて、それから通常ですと、そこにおれば両方で判こを押して取り交わすということになるんですけども。そういう状況ではなかったもので、その日にはそろわなかったと思います。

鈴木委員 ではもう一度日にちを戻しますが、9月19日に当時の課長から侵入実験等のお話をお聞きされたということは間違いありませんね。

佐藤証人 正式にはそのときだったと記憶しています。

鈴木委員 そうしますと、土日を含んで22日で、1日で、当然あなたも行政の内部の事務に精通されている方だと思われ、当時の立場からいってもそうだと思うんですが。1日では当然これ、すべての事務が完了するとは思いましたか。あるいはできるというような下段取りが全部できていたんでしょうか。

佐藤証人 金曜日の夜にこのスキームと言いますか、そこら辺を情報政策課の、ここにいる中谷さんの方からお聞きして、もう22日かという中で、もう22日という日にちしか決裁をとれる日は残されていなかったものですから、それではどんな形で財務規則上事務をとるのかという中で検討して、4本の起案が必要になったと。4本の起案について、これはもう一生懸命とるしかないなという認識でいたので、できた場合、できなかった場合というような形ではあまり考えずに、とにかく一生懸命説明して決裁をとるということだったと思います。

鈴木委員 大変煩雑な長い一連の事務の中で、決裁がすべてとれたのはいつごろでしょうか。

佐藤証人 22日であることは間違いありませんけれども、時間的な追っかけまで当時していませんので、お昼前に全部とれてしまったということはないと思いますので。

鈴木委員 では決裁がとれたのは、大体もう昼を含んで午後にまたがったと。午後の早い時間でしたか、それとも夜になってしまったでしょうかね。その辺どうでしょうか。

佐藤証人 夜になった記憶はないです。午後の早いうちにとれたんじゃないかなと、今は記憶では思っていますけど。

鈴木委員 それ決裁がとれて、契約の相手先の事務は、22日以降という先ほどの証言でよろしいですね。

佐藤証人 事務的にも何段階も踏んだ記憶があるんですけど、その契約書に両者印を押してというのは、ちょっと遅れた記憶がありますが。その中の途中の事務については、当然正本的な部分、証明できる印鑑を押したものであるということでは、間に合わないものが当然ありましたし、例えば義務づけた宣誓書ですとか、そういったものについては当然、当時はまだ手元にはなかったわけですけども。ある程度その相手方に確認してもらったんじゃないかと思っています。

鈴木委員 その確認してもらったんじゃないかなという今証言があったんですが。だれが確

認をされたんでしょうか。実務的なことは佐藤証人ではなかったんですか、だれに確認してもらったんでしょうか。いろいろな仕様とか、実験に至るプロセス、手続、書類上のこと、契約金額等々も含めて、だれが相手方と折衝されたんですか。

佐藤証人 当日の書類上のことで申しますと、私の係の職員と、書類を中谷さんに、案とか一連のものを持って行ってもらった記憶があるので、そんな中で額的な面ですとかそういったものについて、確認をとったというのか、契約が締結できるような手順で進めていったというふうに記憶しています。

鈴木委員 今、佐藤証人は、相手方との契約も含め、額も含め、手続はきちんといくと、多分ね、日程的には忙しいけれども。というような説明をどなたかからあなたは受けたということではないんですか。どなたかから。違いますか。

佐藤証人 ちょっとおっしゃっている意味がわからないんですけども。

鈴木委員 では一連の事務手続は、ではだれが主体的に、いくつもの決裁をとり回って動いたんでしょうか。

佐藤証人 その件に関しては、先ほど申しましたように、担当の職員と私と分担したりして持ち回った記憶があります。

鈴木委員 一つちょっと不可解なものがあるんですが。第一次侵入実験にかかる一連の決裁書類の知事印の押印の日付が22日、すべてこれ手書きになっているんですね。第二次侵入実験、第三者評価の業務委託にかかる決裁書類はスタンプ印になっていますが、一次侵入実験の一連の決裁書類の知事の押印の日付が、これすべて手書きというのはどういう理由によるんでしょうか。

佐藤証人 ちょっとその知事印、押印に行ったのは私ではないものですから定かではないんですけども。ただ、契約書が、判こを押したのが、こちらから押して送ったのか、送ってあるものに押印してもらってこっちで押したのか、ちょっとそこも記憶にはないんですけども。そういった形かなと思っていますけれども。

鈴木委員 先ほど中谷証人から証言があったんですが、笠原氏と長野駅の多分東口とおっしゃいましたけれども、8時半までは本庁におられたと。9時ごろとおっしゃいましたね。その書類の内容の説明等は、きちんと相手方にされたんでしょうか。

中谷証人 はっきり記憶にないんですが。時間についても先ほど、自分の記憶ははっきりと8時半以降だったんですけども、阿智村に10時半に着いたという話を聞いて、それはちょっと物理的に不可能だなと今思っているんですが。そのくらいちょっとあいまいになってきてしまったんですけども。書類については、これが必要なのでお渡ししますということで、中の一つ一つの書類の説明というところまでしたという記憶ではないです。

鈴木委員 きちんとした契約上の書類について、当然それぞれの書類一つ一つについて、説明をし、相手の理解を得た上で、署名あるいは押印を求めたはずなんですね。ですから先ほどの証人の、中谷さんの説明によると、非常に、駅で待ち合わせ、車で移動し、実験地である阿智村に着いたと。その間に、具体的にその書類等を相手方に見せて、打ち合わせをし、きちんと見積書の提出もいただき、そして契約書の作成までできたのかどうなのか。その辺の一連の手続における書類上の確認なんですけど、それはどういう状況だったんでしょうか。

中谷証人 まず、打ち合わせは特にしていないはずですよ。自分は書類一式をお渡ししたということです。そのときに、今なのでどの書類というのはちょっと記憶にないんですが。そのときはこの書類とこの書類ということをやったろうとは思いますが。だけれども、今となつてはどの書類だよというふうに説明したという記憶は特にないです。あとその場で見積書ももらって、それを私が確認してということも記憶にないです。

鈴木委員 見積書をいつごろ徴取したという記憶もないし、当日見積書を提示いただいたということも記憶にないということによろしいんでしょうか。

中谷証人 記憶にはないです。

鈴木委員 そうすると、では当日交わした書類の内容が業務委託契約書であるのかどうか、あるいは実験に当たっての守秘義務等の宣誓書の書類であったのかどうか。それらをすべてあなたは承知していないで、どなたかに指示をされてここに印を押してもらいなさい、ここへサインしてもらえという、全く物理的な役割だけを担ったというふうに解釈します。それでよろしいんでしょうか。

中谷証人 当時、全くどの書類を渡そうとしているのかわからずに、機械的にメールマンをしたということではないはずですよ。

鈴木委員 これ極めて大事な、県民の税金を使った、しかもトップシークレットと言われている、県としても極めて重要な実験だったんですね。そのときの守秘義務者の宣誓書類に、笠原氏本人あるいは補助者が、9月22日に署名をしたことになっているんですよ。ではこの宣誓書類はどなたが受け取ったんですか。

中谷証人 はっきり申して、記憶にないんですが。

鈴木委員 では基本的なことをお聞きしますね。ではその書類一式を、あなたはどなたからその書類を預かったんですか。その書類の内容について、ここに署名を求めなさいとか印を求めなさい、具体的な指示は、では書類を預けた御本人、あるいはほかの方からそういう指示があったんでしょうか、その辺はどうですか。

中谷証人 それは市町村課の事務担当者だったです。指示を受けたのは、市町村課の事務担当者から指示を受けました。

鈴木委員 預かったのは市町村課の事務担当者で、その書類の内容の手続に関しても、その市町村課の事務担当者から指示があったんですか。

中谷証人 この書類に判こを押してくれとか、この書類を渡してくれというような、一つ一つの指示があっただろうか、ちょっと覚えていません。

鈴木委員 では佐藤証人にお聞きしますね。では第一次侵入実験にかかわる一連の決裁書類の知事印の押印の日付が、これすべて手書きになっているのはあなた御承知だと思うんです。で、第二次、第三者評価の業務委託の決裁書類はこれスタンプ印になっているんですね。これでは、もう一度お尋ねしますが、これはなぜなのでしょう。

佐藤証人 ちょっと申しわけないんですけど、私、知事印を押印に行った記憶がないものですから、ちょっとわかりません。

鈴木委員 それは、ではどなたでしょうかね。

佐藤証人 市町村課の事務の担当者です。

鈴木委員 固有名詞をでは、どなたですか。

佐藤証人 塩原さんです。

鈴木委員 塩原さんということによろしいですね。では本当に22日に、総務部長の決裁をおとりになって相手方と契約書を取り交わしたというふうに思われますか、その辺、どうでしょうか。

佐藤証人 先ほどの書面として手元に戻ってきたそういう時期というのは、ちょっと遅れたと記憶していますので。ただ、決裁後にそういった判こを、当然知事印も押すと思いますので、そういった形だったと思います。

鈴木委員 あなたのように事務手続に精通している方に、大変ちょっと煩雑でくどいようですが、大事なことなので確認してお尋ねしますが。例えば侵入実験実施の伺い、これ今度は第二次侵入実験の場合ですね。第二次侵入実験の実施の伺い、それから吉田氏への実験補助者指名の依頼、これ通常普通郵送ですよ。吉田氏からの補助者の指名の回答。実験実施の業者選定の伺い。次に、部の請負人選定委員会の開催、見積書徴取の伺い、会計局での審査、業者への見積書提出の依頼、これ通常郵送ですね。それから業者から仕様書に基づき見積書の提出、通常持参または郵送です。それから契約の締結の伺い、次に契約書の提示及び契約締結の業者への通知、通常郵送。それで契約書の締結、実験町村の協定書の締結と。この間に知事印の押印が少なくとも3回は必要なんですね。

こうした一連の業務をどうやって1日ですべてできるのか。一番これ、事務処理の手続に精通していらっしゃると思うんですが、どのような手続が行われたと思われますか。知っている範囲で結構ですから、証言いただきたいと思います。

佐藤証人 第二次のことですか、第一次ですか。とにかく1日しかない中で、一つずつ決裁をとった記憶もありますので、その都度必要な部分というのは、押印できる部分はしていったと思います。

鈴木委員 押印できるところは押印していく、要するに事務手続上の流れではなくて、できるところから押印をしていったと、そういう意味でよろしいんでしょうか。

佐藤証人 一番最後に残るのが契約書なものですから、そのできるところというのは、できる順番からではなくて、手順の流れの中で決裁をもらって押印ということやっていったというふうに思います。

鈴木委員 ではほかの確認事項だけさせていただきます。第一次侵入実験、第二次侵入実験、第三者評価、それぞれとも市町村課が、先ほどの証言によりますと、情報が遮断されておったということなんですが、業務委託契約の決裁の日付は、侵入実験の開始日または直近の日付になっているんですね、直近の。したがって、特に契約予定価格の積算は、専門性が非常に高い実験なんです、これはね。1日で市町村課のみで積算することは、これできないと思うんですが。どなたかから、具体的な契約金額については指示があったんでしょうか。

佐藤証人 確かにここ市町村課では、相手方との交渉も一つもしていないものですから、結局、交渉していただいていた部局につくっていただいたということです。

鈴木委員 具体的にはどなたですか。

佐藤証人 積算資料について言えば、第一次の場合は情報政策課の中谷さんが、19日の夜から打ち合わせに入ってもらいましたので、つくっていただいたと記憶していますし、第二次のものについては、経営戦略局の方につくってもらったということだと思います。

鈴木委員 中谷証人、この契約金額の積算、これはどのようなものをもとにされて、数字をつくられたんですか。

中谷証人 積算についてなんですが、先ほどおっしゃったように前例がないものですからなかなか難しいところがありまして。最終的には、セキュリティーの専門家である吉田柳太郎さんに、どのぐらいの手間がかかるのかと。侵入実験というのには、何人ぐらいが何日ぐらいかかるのかということをお伺いしました。それをもとに、今度は人件費をいくら見ればいいのかというのを、過去の例とか、情報政策課内の例を当たったところ、情報に関するメンターというのがありまして、IT一般に関する助言をしていただいた方の日当というか、1日当たりの契約金額がありましたので、それを準用しました。

鈴木委員 吉田氏からでは直接的に、要するに概算費用等の大枠というのは、では中谷証人が直接聞き取りをしたということで、それいつごろでしょうか。

中谷証人 人数と期間について聞いたということなんですが、それはかなり早かったと思い

ます。8月中旬だったか、すみません大分、ちょっと待ってください。積算は、例えば1日前とか2日前とかではなくて、数週間前、1週間とか2週間前、すみません、ちょっと記憶がはっきりしないんですが、ある程度前に人数や日数については聞いていました。

鈴木委員 ちょっと私の頭ではよく理解できないんだけど。実験をやるというのは、知事が8月15日にそういう発言をなさっていますよね。ですからその前なのか、そのあとなのか。それともう一つ、当然業者に、業務委託契約するとすると、一般的な経費も含め旅費、それから実験の主たるもの、補助者も含め、その補助者の中には日本国籍を有しない方もいらっしゃると思いますね。その渡航費用、航空運賃、宿泊代等々のそういう説明も事前にお受けになっていたんですか。

中谷証人 まず何点かあったかと思うんですが。時期については、人数、日程を知ったのは8月15日よりあとです。ただ、ゆくゆくやるということはいろいろ言われていたので、例えば他の自治体に問い合わせをしたりだとか、いくらぐらいかかるんだろうというようなこと、例えばインターネットで調査したりということはしていました。ただ、先ほどの件については、吉田さんから聞いたのは8月15日よりあとのはずです。

それから委託契約の中身として、日本国籍を有する、有しないというところはわかっていなかったものですから、旅費については東京を起点にしました。そんなところですね。

鈴木委員 そうすると、では見積もりを徴する際の仕様書は、では中谷証人が作成されたのですか。

中谷証人 ええ、仕様書については私が文案をつくった記憶があります。

鈴木委員 あの仕様書、私もよく見ましたけど、あの仕様書で逆にきちんとした費用明細を出すことは至難のわざだと思うんですよね、はっきり言って。審議会の不破会長もこれは難しいという証言をしていましたし、おそらくできないと思うんです。でも数字的には98%から、第三者評価、第二次実験を含めて、二次と第三者評価100%、100%、松林証人は、結果的に数字が合ったと言っていましたけれども。

ざっくばらんにお聞きします。吉田柳太郎氏と事前にその積算の根拠をつくる際、見積もりを徴する前に、数字的なことはお互いにお話し合ってお決めになっていたんですか。

中谷証人 今も何点かあるかと思うんですが。まずこの仕様書について、例えば材料費とかがかかるような土木の工事の積算とは違いましてほぼ人件費だけで済むものですから、その仕様書をもとにだれかが何日働くということは、どのくらいのレベルの人間が何日働くかということはわかるはずなんです。それで費用をはじくことは不可能ではないというか、十分可能なことだというふうに思っています。それは前半部分ですが、とりあえず、ではそこでいいですか。

後半の部分についてですが、自分が覚えているのは、何人でどのくらいの期間がかかるかといったところを聞いたということでございます。

鈴木委員 こういうソフト部門の仕事というのは、クリエイティブなデザイナーとして、開発部門ですから、例えば仕様書、スペックに従って工数計算とか、単体のプログラムの開発と違って、人によって違うんですよ、能力的な差が非常に多いですからね。あの仕様書でピタッと数字が出せるということは、大変不思議だなと私は思っています。

最後に時間もあれですからお尋ねしますが、第三者評価をネオテニーの伊藤氏へ委託をするということは、どなたから指示があったと思われませんか。

中谷証人 これ、だれとも思いません。だれと思われるかという、だれからの指示かということですよ。それは私の意見を聞かれているということでしょうか。

小林委員長 いや、事実だけです。

中谷証人 そのときには、だれからの指示だということは、特に、個人的な感想はあるかもしれないんですけども。

小林委員長 ちょっと、今、だれからということですので、真実だけで結構です。

鈴木委員 委員長すみません、私の方からもう一度聞きます。ネオテニーの伊藤氏へ委託することは、どなたがお決めになったというふうに受けとめていらっしゃいますか、それでお答えください。

中谷証人 特に自分はだれが決めたのかということについては、受けとめていません。

鈴木委員 では同じく佐藤証人。

佐藤証人 第三者評価が伊藤さんであるということは、松林さんから言われました。

鈴木委員 言われましたということは、松林氏が関与し、松林氏が選定し、ネオテニーの伊藤さんでいいじゃないですかということなんですか。そうなったということの結果的に聞いたということなんですか、その辺の解釈、どうでしょうか。

佐藤証人 ちょっと、もう一回お願いできますか。

鈴木委員 ですから松林さんから聞いたという部分についての、私は証言を求めているんですが。要するに松林氏がネオテニーの伊藤さんだよと、第三者評価は、という指導的なそういう一つの契約の話だったのか。間接的に、第三者評価はネオテニーの伊藤さんに決まったんだよというようなニュアンスで受けとめたのか、その辺はどうでしょうか。

佐藤証人 直接言われたかどうかの記憶はちょっと定かではないですけども、伊藤さんと契約するということで手続をとってくれということは、それも直接なのか、だれかを介してなのか、ちょっとはっきりしないんですけども、そういうふうな認識で第三者評価の委託契約の書類をうちの係でやったということです。

鈴木委員 ではそういうふうな認識の前段に、私、二度三度お聞きしたのは、松林さんから言われたというあなたが最初証言されたものだから、松林さんからそういう、要するに言われたということは、そういうふうに決まったということなのか、指示があったのかという部分で、私は今、二度三度あなたにお尋ねしたんです。

佐藤証人 伊藤さんを対象に契約の手続をしてくれと言われた記憶がありますけれども。

鈴木委員 では最後に一つ。当時の西泉市町村課長は、侵入実験の予算を補正計上するように進言したということだったんですが、なぜ補正予算を組まずに市町村課の予算の流用で済まされたんでしょうか。

佐藤証人 そこら辺、係長だったものですから、どうしてもと言われても、最終判断は私できませんので。ただ、経過の中で西泉課長さんは常々、市町村課でやるなら補正が筋だということはおっしゃっていましたし、私たちにもそういうふうに言っていました。ただ22日から実験が始まるという中で、それが19日に市町村課の予算、市町村課の予算と言われますれば、当然補正やら先決できる時期ではないものですから、では流用財源があるのかどうかというのを19日の夕方以降検討して、月曜日に原案ができたので、当時のリーダーの岡部さんやら総務部長やらに見ていただいて、やむを得ないなという判断の中で決裁に入ったというふうに記憶しています。

鈴木委員 では最後に関連にしてもう一つだけ。その原案なるものは月曜日にできた、月曜日の何時ごろ原案というのは目にされたんでしょう。

佐藤証人 金曜日の本当に夜から日曜日にかけて、原案を作成、これ中谷さんにも加わってもらって作成して、それで月曜日の朝には、当然原案とすればお示ししたという記憶です。

鈴木委員 私はこれで、では結構です。

小林委員長 いいですか。ほかに委員の方々から尋問がありましたら発言を許します。よろしゅうございますか。

(「なし」という声あり)

以上で佐藤則之証人、中谷秀幸に対する尋問は終了いたしました。証人におかれましては、お忙しい中お越しいただきまして、また御協力いただきまことにありがとうございました。御退席されて結構でございます。ありがとうございました。

[各証人 退席]

議事の都合により5分間休憩いたします。

休憩時刻 午後5時45分

再開時刻 午後5時53分

小林委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。次に、証人高橋功さん、上原五夫さん、関谷則雄さん、徳竹和幸さん、山岸直樹さん、坂本英樹さんから証言を求めます。

これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また御発言の際には、その都度委員長の許可を得てからなされるようお願いいたします。なお、こちらから尋問をしているときは着席のままですが、お答えの際は起立して御発言願います。

これより高橋功証人から証言を求めます。最初に委員長から所要の事項をお尋ねいたします。引き続きまして小池委員から尋問をさせていただき、その後、各委員から補充尋問を願うこととなります。

まず高橋功証人にお尋ねいたします。あなたは高橋功さんですか。

高橋証人 はい、そうです。

小林委員長 現在の役職名をお述べください。

高橋証人 経営戦略局人財活用チームのチームリーダーを務めております。

小林委員長 次に上原五夫証人にお尋ねいたします。あなたは上原五夫さんですか。

上原証人 はい、上原五夫でございます。

小林委員長 現在の役職名をお述べください。

上原証人 長野県企業局川中島水道管理事務所長でございます。

小林委員長 次に関谷則雄証人にお尋ねいたします。あなたは関谷則雄さんですか。

関谷証人 はい、関谷則雄です。

小林委員長 現在の役職名をお述べください。

関谷証人 財団法人長野県文化振興事業団、松本文化会館副館長兼管理チームリーダーです。

小林委員長 次に徳竹和幸証人にお尋ねいたします。あなたは徳竹和幸さんですか。

徳竹証人 はい、そうです。

小林委員長 現在の役職名をお述べください。

徳竹証人 国民健康保険室の主任企画員でございます。

小林委員長 次に山岸直樹証人にお尋ねいたします。あなたは山岸直樹さんですか。

山岸証人 はい、山岸直樹でございます。

小林委員長 現在の役職名をお述べください。

山岸証人 上小地方事務所厚生課企画員です。

小林委員長 次に坂本英樹証人にお尋ねいたします。あなたは坂本英樹さんですか。

坂本証人 坂本英樹でございます。

小林委員長 現在の役職名をお述べください。

坂本証人 松本地方事務所農政課主任でございます。

小林委員長 私からの尋問は以上であります。この際、証人上原五夫さんから発言を求められておりますので、これを許可いたします。

上原証人 私の方から証言の訂正でございます。平成17年12月12日、萩原清県会議長様。企業局川中島水道管理事務所長上原五夫。証言の訂正について、12月2日に開催された百条委員会の証言について、下記のとおり訂正をお願いいたします。

記。1.小池委員「何かをお知りになっていることはございますか」の尋問中、上原証人「記憶にございません」。2.小林委員長「上原さんの捺印の方のことでお答えください」の尋問中、上原証人「私、今これを見せてもらいまして、そうだったのかなということで、先ほど記憶にないというふうに申し上げました」。3.小林委員長「してあるから思い出せましたか」の尋問中、上原証人「ちょっと記憶にないです」。上記1から3につきまして、上原証人「記憶をたどってみれば(株)長野舞台と話をしたことがあります」に訂正をお願いいたします。以上でございます。

小林委員長 よろしゅうございますか。

(「はい、結構です」という声あり)

それでは今の発言どおりとさせていただきます。

次に、小池委員から尋問させていただきます。

小池委員 それではよろしくをお願いいたします。きょうは大変に御苦労様でございます。先日、御証言を長野舞台の今井氏、元県教育委員会次長の杉本氏及び山岸当時の担当から証言をいただいたわけございまして。アトラクション自動車「おはなしばけっと号」のデザイン変更にかかる経過の中で、田中知事及び後援会幹部の平山氏と、あるいは安齋氏のデザインということで、後援会の関与の証言があったわけでございます。また杉本次長からは、杉本次長が中心となって教育長に経過を報告しながら、組織的に今回のことは行ったという証言もございました。それで、その時点でいくつか疑問が出ましたものですから、改めて伺いをしたいと思います。

まず最初に、坂本証人と高橋証人、当時の平成15年度からの役職について、お二人に伺いたしたいと思います。現在までの役職の経過を伺いたしたいと思います。

坂本証人 平成15年は文化財・生涯学習課におりまして、16年4月まで、人事異動が1カ月遅れたので4月まで文化財・生涯学習課で、16年5月から子ども支援課の方にお世話になりまして、それで現在、17年4月1日から松本地方事務所の農政課に勤務しております。

高橋証人 平成15年4月は教育振興課の教育改革推進系の係長を務めておりました。同じよ

うに16年になりますと、5月1日異動でこども支援課長となっております。今年4月、先ほど委員長さんからの質問にありましたとおり、現在の役職についております。

小池委員 坂本さんは、16年当時も主事ということによろしいわけですか。

坂本証人 16年も主事でございます。

小池委員 そうしますと16年は、高橋証人と坂本証人は、同じこども支援課に所属していたということですね。

坂本証人に伺いますが、当時は山岸証人と一緒に同じ部署におられたわけですが、今回のデザイン変更にかかわる経過につきましては御承知になっていたか、伺いたいと思います。

坂本証人 すみません、それはいつということですか。

小池委員 この15年当時です。

坂本証人 15年当時は、私、確かに文化財・生涯学習課だったんですけども、「おはなしドキドキぱーく事業」は私担当ではなかった、ほかの担当だったものですから、調達のその詳しい経過というのについては存じ上げてございません。

小池委員 それではいつお知りになりましたか、だれからお聞きになりましたか。この2点について。

坂本証人 16年4月か5月に異動になりまして、そのときに山岸さんから引き継ぎを受けて、そのときに「おはなしドキドキぱーく事業」の説明を受けました。

小池委員 そうしますと、16年5月の時点で山岸さんから引き継がれまして、その知った経過というのは、今回、この百条委員会で問題になっておりまして、明らかになった経過の内容でよろしいですか、それは。

坂本証人 その、今、話し合われている内容については、16年の、ちょうど1年ぐらい前に委員会で取り上げられたときに、そのときに、こういう経過があったんだなというのを、私の方は知りました。

小池委員 そうしますと、16年12月の文教委員会で瀬良教育長が謝罪したときに、今回問題になっている経過を、事実関係を知ったと。ということは、16年5月1日での引き継ぎは、それとは違う内容で引き継ぎをされていたということですか。

坂本証人 一部重なる部分もひょっとしたらあるかもしれないんですけども。実際その16年12月にいろいろ調査結果でわかったということに関しては、私の方は引き継ぎを受けておりませんでした。

小池委員 わかりました。それでは、ちょっとこれを山岸証人に見ていただきたいんですけども。

小林委員長 はい、御提示ください。

(証人 記録閲覧)

小池委員 先日の証言をいただいたときにも、それに従って伺っていきまして、その内容については、それぞれの証人から事実関係等確認させていただいたわけでございます。これは、実は16年12月にも、高橋課長の方に伺ったところ、県の教育委員会にあったと。当時の担当がつくったものであるというような証言をいただいた文書でございます。それは山岸さんが作成したものでしょうか。

山岸証人 このメモは、私のつくったものであると思います。

小池委員 そうしますと、まず一つ、その事実関係は今回確認をさせていただいたところでございます。長野舞台さん、それから杉本次長さんに、それから山岸さんにも先日、その内容に従って確認させていただいたんですが。そうしますと、今のお話ですと、山岸さんから坂本さんに引き継いだときには、それとは違う内容をそれでは引き継いだということですね。

山岸証人 引き継ぎのときには、ドッチファイル1冊ぐらいの引き継ぎの文書を坂本さんにお渡しして、経過も含めて引き継ぎをしました。それとは別に、この「おはなしドキドキぱーく」の話というのは、かなりちょっと経過が複雑で、慎重に話すことを要するものですから、こちらのメモについても、一部ちょっとお渡ししてお話をしたような記憶があります。

小池委員 そうしますと、坂本証人、さっきの発言と違いますが、それでよろしいですか。

坂本証人 私はこの文書はいただいてございません。

小池委員 結構でございます。それでは、先日も山岸証人の発言の中に2階級特進の話が出ましたね。「2階級の特進の話も出たんですけど、私自身、本当にさっぱり2階級については、何でこうなったのかわかりません」と、2階級の特進の理由について心当たりがないということでしたが。普通昇進するときには、どなたかが推薦しないと、通常は課長さんですよ、上原課長さんがしないとならないと思うんですけども。どうでしょう、上原課長さん、そういったことで山岸さんを2階級特進として、当局、どちらかになるんですか、人事何とかチームですか、経営戦略局の方に推薦されたんですか。

上原証人 推薦していないと思います。

小池委員 推薦してなくて特進をしたということですね。これ不思議なんですけれども。そうすると課長さん、どこからそういった指示があったんでしょうか。

上原証人 私の方は、内示の段階で初めて知ったとそういうことでございます。

小池委員 どこから、それでは今回のその特進の経過は、課長さんは知らないということですか、どこから内示があったんでしょうか。

上原証人 教育振興課から内示がございまして、そのときに、私、初めて知ったとそういう

経過でございます。

小池委員 そうしますと、担当部局では知らなかったんだけど、山岸さんは特進になったということですね。山岸さん、もう一回伺いますけれども、特進になった理由に心当たりはございませんか。

山岸証人 私も内示のときに初めて企画員というものを見て、ちょっと私自身絶句をしてしまいました。心当たり、全くございませんというか、ちょっと一つもしあるとすれば、私、当時、民間の保健研修で、東信の病院のケースワーカーをやりたいということで希望を出しまして、それでそこで集団面接を受けました。そこで初めて知事と話をしたんですけれども。私、ちょっとそれ以外は知事との話もないですし、接点は何もないですし、ましてや「おはなしぱけっと号」の話は、これ2階級特進になるような話でもございませぬし、強いて考えるとそのぐらいしかないんですけれども。ただ、それも二言、三言、話を交わしたただけですので、私自身は本当にキツネにつままれたようなそういう気分しております。

小池委員 ちょっと私の知っている限りでは、16年度に直近の常識を超えて昇進したというのは、山岸さんお一人なんですよ。それ全職員の中でですよ。これよほどのことがないとなかなか、これは課長クラスではないです。課長クラスではなくなっただけの人というのは、よほどのことがないと思わんですけれども。それでは山岸さんにお聞きします。ポストチャレンジ制度に応募しましたか。

山岸証人 ポストチャレンジ制度には応募しておりません。

小池委員 そうすると、いよいよこれはまた非常に特殊なケースで山岸さんはなったということだと、そういうふうを受けとめさせていただきたいと思います。

それでは次に、ちょっとこのペーパーを見ていただきたいと思います。全員の方に、6人の方に、6枚ございます。

小林委員長 はい、お見せください。

(各証人 記録閲覧)

小池委員 その文書について、御存知の方はおられるでしょうか、この中に。ちょっとお一人ずつ、それでは坂本さんから聞いていってください。

坂本証人 これは、私の記憶では、昨年12月に信濃毎日新聞社に公開をした文書ではないかと思っておりますけれども。すみません、ちょっとこれ記憶が違っていたらいけないんですが。

山岸証人 この文書を見た覚えもありますし、多分私がつくったものではないかなというふうな記憶があるんですけれども。すみません、ちょっと定かではありません。

徳竹証人 この形式ではちょっとあまり見たことは、記憶にないような気がします。

関谷証人 内容についてはこのようなことがあったという感じはしますけれども、これを見

たかどうか、今、思い出せと言われてもちょっと思い出せません。

上原証人 私の方も、内容についてはこのようなことがあったのかなというふうには思いますが、これを見たかどうかというのは定かではありません。

高橋証人 坂本証人が言ったように、多分これは情報公開請求に対して公開した文書ではないかと思いますが、細部まではちょっと確認できません。

小池委員 山岸証人に伺いたいんですが。そうしますと、それは山岸さんがおつくりになったということで、そうすると引き継ぎで坂本さんに渡された文書の中にあったということでしょうか。去年の12月に新聞社に公表した文書ということでありまして、ちょっとそこら辺の作成された方と、どのようにして坂本さんの方へ伝わったのかという部分、確認させていただきたいんですが。

山岸証人 この文書は、私の記憶が正しければ、議会の質問予想の後ろに添付するための、課長の手持ちとしてつくったのではないかなというふうに思います。正式な公文書ということであるかどうか、私、わかりかねるんですけども。

それでこれは、ですので、課長の手持ちのものも含めて、議会質問用の資料をお渡ししたかどうか、ちょっと記憶は定かでないんですが。多分、私は渡しているんじゃないかと思いますが、すみません、ちょっと記憶に、その辺のところは記憶にございません。

小池委員 その文書は、今回、当委員会におきまして資料請求して出てきたものですので、公文書として教育委員会にあった書類でございます。

そうすると、それ山岸さん、いつおつくりになったのでしょうか、その議会对応で課長さんのところにあった文書ということでありまして。そうすると、15年、「おはなしぱけっと号」が完成したのが16年4月ぐらいまでですよ。いつおつくりになったものですか。異動される前につくって渡していったということだと思っております。

山岸証人 こちらの日付が1月13日にまで入っておりますので、多分2月議会ではないかなと思っております。記憶が正しければ、当時、議会で繰り越しの議案を出させていただきましたので、そこでのときの準備でつくったものではないかなというふうに思います。

小池委員 そうすると、それは課長さんの手元にも渡っていたということですよ、議会对応としてつくって、公文書としておつくりになっていたということでありまして。どうでしょう、課長さん。

上原証人 私のところで見たか見なかったかというのは、ちょっと今、私、思い出せないんですけども。

小池委員 それを、そうしますと坂本証人に伺いたいと思います。それはどこにあって、教育委員会として発表されたんでしょうか。ちょっとそのときの経過をお知らせ願いたいと思

います。

坂本証人 山岸さんから引き継いだファイルの中にこれがあったと思います。

小池委員 そうしますと公文書ということですね。それで、12月議会でこれが問題になったときに、こういうことだということでそれを発表したということですか。もう一度ちょっとその、どの時点で発表したんですか、その文書を。

小林委員長 だれにですか、坂本証人ですか。

小池委員 坂本さんに。

坂本証人 公開請求でということですか。確か、私も手元がないのでいけないんですが、12月の上旬ではないかなとは思いますが。そのときにファイルから、その公開請求の趣旨に合ったものということで、これを公開した記憶があるんですけども。

小池委員 わかりました。そうしますと、残念ながらその内容というのは、皆さん方はお持ちになっているものでおわかりだと思いますけれども。これは事実経過と、12月2日来、証言者の皆さん方にお話ししている内容とは違うんですね、それも。流れが違って。それは端的に言いますと、内容を変造あるいは偽造してある文書なんです。これが教育委員会にありまして、今の山岸さんの証言ですと、議会対策用に作成して課長の手元にも行っていたということであったということですし、坂本証人の発言からしますと、情報公開で偽造した文書が県教育委員会から出されていたという、内容が見ていただいたとおり違いますので、そういうことだと思います。

これは、先日来、見積書の内容が違っていたということがありましたね。それから、もう一つは経過報告書が、山岸さんの証言からしますと、だれが書きかえたかわからないけれども、偽造されていたということでもありますね。今回、これ3つ目の文書ですね。これすべて、田中知事や後援会幹部の関与等については触れないように書いてあります。3つ目のそういった文書が出てきたということで確認をさせていただきたいと思います。

それでは、次に伺いたいと思いますが。今回明らかとなった「おはなしぱけっと号」のデザイン変更にかかる経過は、担当当局の職員として承知していたかということでもあります。それにつきまして、徳竹補佐、関谷補佐、上原課長さん、当時の、それぞれの御証人に、当時、平成15年から16年にかけて、今回明らかになった知事の関与とか、安齋さんにデザインの変更を頼んだりとかというようなこと、あるいは平山さんがそれについてかかわっておりまして、山岸さんたちが東京まで行かれていたというようなことですね。この一連の経過、お三方、承知されておりましたでしょうか。お三方に伺いたいと思います。

徳竹証人 デザインにつきましては、変更するということは、係であって承知しておりました。

(小池委員から「経過を承知していましたかという、一連の、私がただいま言った内容については承知していましたか」という声あり)

経過というのはあれですか、その・・・

小池委員 それではもう一回説明させていただきたいと思います。今回の、12月2日の長野舞台さんの証言、御承知ないですか、長野舞台さんの証言とか杉本証人の証言、それから山岸さんの証言。ということは、県がプロポーザルで出されておりました「おはなしぱけっと号」の製作につきまして、長野舞台さんが受託したと。それにつきまして、デザインの変更がプロポーザルで話がありまして、それに従って長野舞台さんが1回はつくられたんですが、知事がこれでは気に入らないということで、東京の安齋さんに任せたらどうだということで杉本次長の方にお話がありまして、それから県の経営戦略局がその間の仲介に入りまして、長野舞台さんとしては、これからデザインを変更すると、契約の納期に間に合わないからということで難色を示したんですけれども、県の方からそういった意向がありまして、安齋さんにデザインを任せることになったと。長野舞台さんとしては、平山さんの関与を嫌いまして、県当局が直接平山さんとお話をされまして、デザインを安齋さんに任せるようになったと。それによりまして、現在あります「おはなしぱけっと号」が完成をしてきたということが、お三方の証人の方から証言をいただいております。そしてただいま山岸証人の方へ、当時の経過報告書を確認していただきました。それに、そのとおりの経過報告書が書いてありまして、ただいまも山岸証人の方から、これは山岸証人が当時書いた、つくったものであるということも確認をさせていただいているということでございます。

私が、今、話しました「おはなしぱけっと号」のデザイン変更にかかわる経過につきまして、担当の部署の徳竹さん、関谷さん、上原さんは、山岸さんの同じ部署の上司ですよ。それで、それらの、山岸さんがお持ちになる経過書の中においてもところどころに、その打ち合わせに皆さん方、お名前が出てきております。当然、打ち合わせをしないと進まないものですからね。そういうところに出てきているものですから、改めて聞くんですけれども、承知をされておりましたかということを確認させていただきたいと思います。

徳竹証人 デザインの変更等につきましては、プロポーザル等の以降の関係でございますが、直接のやりとり等はございませんでしたが、こういう変更等のことについては承知しております。

関谷証人 教育長あるいは教育次長が、知事に相談して助言等を得ていた。それでそれに基づいてうちの方へ指示してきたということで、変更等については、細部については承知していなかった部分もあるかもしれませんが、この流れというものについては承知しておりました。

上原証人 細部につきましては、細かいことまでは承知しておりませんでしたが、ある程度この流れは承知しておりました。

小池委員 ありがとうございます。先日は何か記憶に不確かなところもあったんですけども、大分記憶を戻していただいて、本当、御協力に感謝を申し上げる次第でございます。

それでは、ちょっとこれを徳竹さんと関谷さんに、このペーパーをちょっと見ていただきたいんですけども。

小林委員長 はい、お見せください。

小池委員 一部しかないものですから御一緒にちょっと見てください。

(各証人 記録閲覧)

それは、先日の12月2日の証人尋問におきまして、山岸証人あるいは長野舞台の今井さんの方から、長野舞台さんが出されました契約変更願書の内容が差しかえられていたというものでございます。長野舞台さんの印鑑が押してある方が県に残っていたものです。ところが2枚目以降の内容については、もう一方の方の書類が本物なんですけれども、それと差しかえられております。こういったものでございます。ちょっと御確認いただきたいと思います。

そこにはデザイナー等の記載があったんですけども、山岸証人の証言によりますと、それを稟議で持ち回りで決裁を行った際に、どなたかから、これでは不適だということを指摘されたと言われて、そうやって山岸さんが内容を差しかえたという証言をいただいております。それがどなたかということなんです、山岸さんの上席には、ここにおいで徳竹さん、関谷さん、上原さんのお三方が上席なんです、決裁者ということになるわけですが、どなたが山岸さんにそういった指示をされたんでしょう。徳竹さんから順に伺いたいと思います。

徳竹証人 決裁とか、この事業を進めるに当たりましては、いろいろと相談なりそういうことをされる中で進めておりました。ですから、ここの部分があったかどうかというのはちょっとわかりませんが、細かい進めるに当たって、こういうところはこういう方がいいんじゃないというようなところで、決裁等のところでやってはありましたけれども、ここの部分について、あまりちょっと記憶はございませんけれども。

関谷証人 この一番上の書類は見たような気はいたします。そういうことで一緒だとすると中を見ているかと思うんですけども。個々についてどういうことを話したかは覚えておりません。ただ、今ありましたように、私も補佐という立場ですので、書類を見たときには気づいた点、いろいろ質問したり、あるいは検討指示、そういうことはしております。それから一般的には、書類はなるべく簡潔にわかりやすくしろということは、常日ごろ言っております。

それとほかの書類がついてきた場合には、よくあるんですけども、同じ事柄について違う表現で出てきたりする場合がよくあるものですから、そういうものについては整合性を保てとか、統一されているとか、そういったことは常日ごろ言っておりました。以上でございます。

上原証人 私からはその件につきまして、特に話をした思いはございません。

小池委員 そうしますと、これ持ち回りでやっているんですけども、指示された方のところまでは、2回、結局山岸さんが行っているということなんですよ、直させられたんですから。その方はどなたでしょう、徳竹さんから伺いたいと思います。決裁に山岸さん、2回以上行っていると思うんですけども。

徳竹証人 日々行ったり来たりというか、結構やっていたものですから、決裁はこれ1個ではないものですからちょっとその辺があれなんです、定かでないというところで先ほどちょっと申し上げたんですけども。

(小池委員から「記憶にないということですか、2回以降」という声あり)

記憶にないというか、この書類については見た記憶はあります。ですから、このところをこういうふうに言ったかどうかというのは定かでないというところなんですけれども。

関谷証人 一度回ってきていろいろ注文をつけた、これということではないんですけども。

(小池委員から「これを聞いているんです」という声あり)

これについては、先ほど申し上げたとおり、覚えていません。そういうことでよろしいですか。

上原証人 先ほど申し上げましたとおり、私はそういうことはしていなかったというふうに思っております。覚えておりません。

小池委員 山岸さん、改めて伺います。どなたに指示されたか、思い出されましたでしょうか。

山岸証人 先日のお話のとおり、ちょっと私、本当に、あれ以来私もちょっと頭の中でずっと考えていたんですけども、あまり遠くでなかったことは多分だと思うんです。経営戦略局ですとか、会計局ですとか、そういうところではなかったと思うんです。おそらく課の中か、あるいは局内かということだと思うんですけども。すみません、ちょっと本当にだれだったか思い出せないです、申しわけありません。

小池委員 そうしますと、先ほどは皆さん方、経過を知っていたという証言をいただいております。それでござんいただいたとおり、それほど内容が変わっているわけですよ。にもかかわらず記憶がないということで、それぞれの方が言われるわけですが、皆さん方、これ決裁印を押しているんですよ、決裁印を。いいですか、記憶に今はないと言って

おりますけれども、お三方とも決裁、印鑑を押しているんです。よろしいですね、それには間違いはないんですから、その点を確認させていただきたいと思います。どなたも関連した方々は記憶にないという、現実としては、そういった偽造された文書が現実に存在しているということでございますので、そういうふうを受けとめさせていただきたいと思いません。

次に、その内容なんですけれども、これデザイン料について、当初の契約の中には62万5,000円という、当初、今そこにはないですけれども、当初の契約書には62万5,000円という、きちんとこれ明示されているんですね、これ。ここにははっきり書いてあります、この最初の契約書にはございますけれども、これには書いてあります。当初の契約書。山岸さんの言われる理由からしますと、そっちの山岸さんが作りかえた文書には、この明示がないんですよ。山岸さんの発言は、当初デザイン料がなかったんだから、デザイン料をなくすようにというようなお話だったんですけれども。これ最初の契約書には、これ62万5,000円ときちんと書いてあるんですね、これ、ここに。

小林委員長 証人同士の会話はおやめください。

小池委員 書いてあるんですよ。そうすると、この話からすると、長野舞台さんから出してきた文書の方が、これ符合しますよね、デザイン料が変わっているんだから。そういうことじゃないですか、ここに書いてあるんだから、最初の文書に。それで偽造した文書は、わざわざそのデザイン料という項目を削っているんですよ。そういうことでしょうか、その方がおかしいじゃないですか。その点につきまして、徳竹さんからちょっとお三方、決裁者の方々に伺いたいと思います。

徳竹証人 あまりよく覚えてはいないんですが、最初に見積書みたいなものがあったと思うんですよ。それが内容的には当初の契約と細部が出ないような状態で、それについて契約するときにはほかのものを何か出してもらったらとか、そんなような何か話はしたような記憶はあるんですけれども、ちょっと定かではないですけれども。

関谷証人 これがおかしくないかどうかということで、今そういうふうにおっしゃられれば、そのデザイン料というのが入っていた方がいいのかなという感じはしますけれども。ただ、長野舞台さんのこののを見ていましたら、最初の方が全体の概要版ですか、あとの2枚目、3枚目が細かい内訳になっているので、例えばこの2枚目、3枚目だと、2枚目だともともと名前がこれ出てきていないですよ、これ見ていますと。それだけのことですけれども。

上原証人 私のところに決裁が回ってくるのは、最終と言いますか、成案になった、原案と言いますかそこまではなくて、最終でまっていますので承知はしておりません。

小池委員 それでは、次の質問に移りたいと思いますが。平成16年1月26日、知事レクのあ

と、知事の指示により出納長と上原課長、徳竹補佐が打ち合わせを行ったことに関しまして、12月2日、出納長は新聞社の取材におきまして、「ばけっと号導入が翌年に遅れたため、予算の繰り越しについて相談された」ということを認めております。それでこのときに、「繰り越しの理由に、安齋氏らの件まで挙げる必要はないと言っただけだ」というふうに発言されておりますね。理由はともかく、安齋氏の関与を記載しないように指示をしたわけでありませうけれども、出納長は、安齋氏について御存知であったというようなことになるとは思いますが。

こういった知事レクのと、出納長とこういった打ち合わせをされたのかどうか、上原課長と徳竹補佐に伺いたいと思います。

上原証人 レクをしました。

徳竹証人 はい、行きました。

小池委員 それでこのところ、出納長は安齋氏らの名前まで挙げる必要がないということですが、安齋さんの名前を挙げる必要はないよと言ったというような発言をされているんですけども。その点につきまして、徳竹さん、お聞きになったでしょうか。

徳竹証人 確か日にちはちょっと定かでないんですが、このアトラクション自動車をつくるに当たりまして、年度内にできるというのがちょっと困難という状況が見えたものですから、予算の繰り越し等について、レクとか御相談とか、そういうのには伺ったと思うんです。それで、一番このとき頭に、今も残っているのは、道路ですとか建物みたいなものは結構繰り越しというのはあったんですけども、こういう車みたいなものをつくるというところに繰り越しというのが、今まであまり私もなかったものですから、その辺のところ繰り越しとなったときにいいかどうかというようなところを、判断をお願いというか、御相談に伺ったということだと思います。

小林委員長 今、求めている安齋さんということはどうですか。

徳竹証人 多分そのときに、経過の中では話はしたとは思いますが。

上原証人 今の徳竹和幸氏の証言がありましたが、思い出しますと、そう言えばデザイン等の話の中で、安齋氏が出ていたような覚えがございます。

小池委員 いずれにいたしましても、安齋氏の件は表に出さないというか、記載しないようにこれになったわけですね。それではもう一回、名前が出て、この出納長が1月26日に安齋氏らの件まで挙げる必要はないよということで、安齋さんの話はしたんだと言っているんですね。この点についてはそういうことだったんですか、もう一度確認したいと思います。

徳竹証人 あまりよくは覚えていないんですけども、多分うちの方で、先ほども言いましたように、予算を繰り越しというところが一番でございまして。その中で、デザインは安齋

さんだというような話はあったかと思えます。ただ、繰り越し等の理由というところには、そんなに細部を書くのではなくて、車の製作期間が伸びたとか、そういうような理由を書くんですよというようなところはありましたけれども。

(小池委員から「安齋さんはいいということですか」という声あり)

いや、安齋さんを書けとか書かないとか、そういうことはなかったと思うんですけども。

上原証人 ただいま徳竹和幸証人が申し上げたような内容だと、私も覚えております。

(小池委員から「ちょっと具体的に、上原さんからもちゃんと」という声あり)

私ども、出納長のところへまいりましたのは、「おはなしぱけっと号」という特殊車両でございまして、道路だとか、あるいは橋だとか、そういうものの繰り越しと違うということでございます。それについて出納長さんの御意見を伺いに行ったということでございます。小池委員 ですから、安齋さんの件は挙げる必要がないよと、当時の課長さんと、それから徳竹補佐に言ったと出納長は発言されているんですよ。ですから、その点につきまして、そういうお話があったんですか、安齋さんの件について。その点を伺っております。

上原証人 私、今、小池委員さんがおっしゃっているのは、新聞の中からでしか私承知していないので、今、新聞では承知しております。ただそれが、記憶があるのかないのかということになると、ちょっと新聞では承知していますがということでございます。

小池委員 それでは山岸証人に伺いたいと思えます。先日は、山岸証人は、課長さんか徳竹さんから聞いたということをして12月2日に発言されておりますね。どちらからその話を聞いたんでしょうか。

山岸証人 ちょっとよく覚えていないんですが、ただこの話は、課長、このとき帰ってまいりまして、予算の繰り越しはどうだったという報告を私受けまして、それでいったん話が終わって、そのあと雑談の中でこんなことを言っていたよというような感じの話だったような気がするんです。ですので、ちょっと先日の、ちょっと蛇足かもしれませんが、私、お話ししたのは、非常におもしろいというか、不思議なというか、明らかに安齋さんの絵なのに何で安齋さんの名前をというような話が、私、非常に不思議でおもしろかったものだから、皮肉をここに記載したというようなことです。ちょっとどちら、課長か徳竹補佐か、どちらかだったか、ちょっと申しわけありません、よく覚えておりません。

小池委員 そうしますと、課長さんか徳竹補佐か、いずれにしてもどちらかから聞いたということによろしいですか。

山岸証人 どちらからかは聞いた覚えがございます。

小池委員 わかりました。それでは、出納長はどうして安齋さんの存在を知っていたんでしょうか。上原さんあるいは徳竹さんがレクをしたものんでしょうか。皆さんがレクをしたとき

には、既に御承知だったのでしょうか、その点について伺いたいと思います。

上原証人 今、思い返しますと、そう言えばデザイン等の話も出したような覚えがございます。その際に、多分そういう話も出たのかなというふうに思っております。

徳竹証人 多分安齋さんというお名前については、知っていたかどうかというのは、私、本人ではないものでちょっとあれなんです。その状況の中では、多分お名前は御承知だったのではないかなとは思いますが。

小池委員 安齋氏を知っていたかどうかということではなくて、今回の件につきまして、安齋さんにデザインの変更を頼んだという件につきまして、出納長は当時承知していたわけですよ。それは皆さん方が伝えたんですか、それとももう既に出納長は御承知だったのか、この点について伺っているわけでございます。もう一度徳竹さんから。

徳竹証人 当然この予算の繰り越し等をお話しする中で、あまり記憶がないんですが、多分こちらの方から話を、その経過等について、そんなに細かくではないと思うんですが、多分話はしたと。

上原証人 今、徳竹証人が申し上げたようなことかと、私も今思い出すとそういうことです。

小池委員 この知事レクのときに、知事は出納長と相談しなさいということで指示されていますね、お二人に。どういう内容で出納長と相談をしなさいということだったのかも含めまして、ちょっとこの知事レクの内容と、どういうことで出納長と細かい点は打ち合わせをしなさいということだったのか、徳竹さんからお願いします。それから上原さんと。

徳竹証人 知事レクとは、私、この知事にお会いしたことはございません。それで、そういう知事とか、そういうのはもっと上のところでやっておりましたから、私どものところはこういう経過というんですか、そういうものはいただいておりますけれども、直接お会いしてレクをしたということはありません。

上原証人 私も知事と直接話をしたことはございません。当時、経営戦略局の武田氏だったと思うんですけども、今、繰り越しをしなればいけない状況になって困っていると。その車が道路や橋と違うので知事にその内容を伝えてくれと、そういうふうに武田氏にお願いしまして、武田氏が知事のところへ行っているかと思います。

小池委員 そうしますと、出納長と打ち合わせを行うように上原課長と徳竹さんが伝えられたのは、だれから言われたんでしょうか。

上原証人 武田氏でございます。

小池委員 わかりました。それでは、山岸氏の証言では、「おはなしぱけっと号」の架装等委託業務の変更協議についてというのが、山岸さんが作成された内容と書きかえられていたということ、12月2日に証言をいただいているわけでございます。そのときに、坂本証人が

山岸証人のところを訪れて、文書を変更するよというようなことを伝えたという証言をいただいております。この点につきましては、坂本証人から経過を説明していただきたいと思えます。

坂本証人 今、小池委員さんがおっしゃったようなことを私は言った記憶はございません。確かに山岸さんは私の前任であるものですから、例えば議会の答弁用紙とか、Q & Aとか、そういったものを私がつくるときに、文案を持って行って、こんなようなものはこういう文案でどうかというようなことで聞いたことがあるのかもしれませんが、今、小池委員さんがおっしゃったようなことは、私の記憶にはございません。

小池委員 そうしますと、なぜか現実の問題として、文書の内容が実際とは異なっていることは事実なんです。それは、ですから事実というのは、文書の内容が、長野舞台からの申し出により変更されましたというような文書になっているものですから、これは今までお聞きした証言とすべて違う、どの方の証言からも違うわけですよ、この文書内容は、それを、違うということをお伺いしたら、これは山岸証人がおつくりになっていた文書が、だれかにこれは書きかえられたんだというようなお話でした。ではないかというようなお話でしたね。その点について伺ったわけなんですけれども。当時山岸さんがつくられた文書と、現在残っている文書が違うというような、この間の発言だったと思えますが。

そうしますと、こども支援課の坂本さんの方へ引き継ぎをしたあとになって、以後、その文書が、山岸さんの証言ですと内容が変わっているということなんですよ。違いますか、それではもう一度山岸証人、説明ください。

山岸証人 私の記憶であれば、先日お話をしたのは、3番の部分については、ちょっと私が書いた記憶がないというふうにお答えしました。それで、何でそういう話をしたかということ、当時私はかなり経過を書いておまして、ちょっとそのときの経過を書いたときの記憶とは違うということと、それからやはり非常に理不尽なことを長野舞台に強いていましたし、長野舞台の怒りですとか、あるいは私自身の憤りですとか、そういうものを背負って仕事をしていましたので。そういう意味からすると、ちょっと何もなく一から経過を書くときに、間違ってもちょっとそういう表現の仕方はしなかつたらうというようなことから、ちょっと私、記憶にないというふうに申し上げました。

それで、あとは消去法で、どうしても私理由がわからなくて、それでどうしてこう変わるのか、何でこんなふうになければいけなかったということも、全然ちょっと私わからなかったものですから。それで心当たりを探していったときに、坂本さんが尋ねてきたことがあったものですから、それでもしかしたらと思ってちょっと言ってしまったという状況です。

小池委員 そうしますと、もう一度確認させていただきますが、その内容については、山岸さんが書いた内容であるのか、ないのか。もう一度確認させてください。

山岸証人 私自身はちょっとその書類を書いたときの記憶がもうないものですから、あとは、通常はそういうふうには私は書かなかつたし、書く理由がないというようなことしか、私、思い浮かばないんです。普通に一から経過を書いたら、私、絶対そういう書き方をしないとと思うんですけれども。それなものですから、ちょっとすみません、説明にならないんですけれども、ちょっと私よくわからないんです、申しわけありません。

小池委員 この間も説明いたしましたように、ただいま、先ほど関谷証人と徳竹証人にお見せしたその見積書の変更、これはお認めになったんですよ。そして、ただいま、今、話題になっておる経過報告書の文面とそれが一致しないわけですよ。ですから、片方の方は山岸さんが、これはもう変えたということですよ。それで、その書きかえたとおりの文面にこちらもなっているわけですよ、こっちの経過報告書も、長野舞台さんから申し出があったということになっているわけですよ、経過報告書。ですから、山岸さんが両方書いたということであれば、それはいいと思うんですけれども。山岸さんが、ほかの方が書いたんじゃないかというような、この間の発言だったものですから確認させていただいているんですけれども。その文書は、山岸さんがお書きになった文書かどうか、もう一度伺いたしたいと思います。

山岸証人 額の積算の方は、言われてちょっと私、非常に急いでいて、それで多分長野舞台に許可をあとで得ようと思って得るのを忘れて変えてしまったという、ちょっとそういうような記憶はあるものですから、おそらくは私がやったんだろうなと思います。ただし、こちらの経過については、私も先日初めて見せられまして、私自身どうしてこうなっているんだろうというふうに思ってしまったぐらいですので、本当に申しわけありませんけれども、ちょっと本当にわからないんです、申しわけございません。

小池委員 わかりました。

小林委員長 証人同士の話はおやめください。

小池委員 そうしますと、いずれにしても山岸さんが驚かれたような内容で書きかえられていたということで、確認させていただきたいと思います。わかりました。

それでは高橋課長さん、昨年 of 文教委員会 of のときにいろいろとお話をいただいた経緯もあるわけでございますが。高橋さんは、今回の問題となっている事実、先ほど私がお三人の方に説明しましたが、内容につきましては、こういった経過はいつお知りになりましたか。

高橋証人 申しわけございません、問題となっている事実というのは、どの部分を指しているんでしょうか。

小池委員 先ほど、今回の「おはなしぱけっと号」のデザイン変更にかかわる経過につきま

して、徳竹さん、関谷さん、上原さん、お三方に確認をさせていただきました。それで、高橋さんが昨年の文教委員会におきまして、山岸さんがおつくりになりました、先ほど山岸さんにも確認させていただきまして山岸さんがつくったということで確認させていただきましたが、そういった文書が県の教育委員会にあったということも、当時の文教委員会で高橋さんに確認させていただきましたが。その内容というのは、先ほど高橋さん等にお見せしました、この山岸さんから坂本さんに引き継がれた文書の内容とは違うわけですね。その件につきまして、いつお知りになりましたか。

高橋証人 時期は11月の下旬か12月か、その辺なんですけれども、昨年の11月中だと思えますけれども。信濃毎日新聞社が、どこから入手したのか知りませんが、そのメモを持って、こども支援課の職員にこのメモは知らないかという確認をしに来たと。その後、新聞記事になったというような中で、事実関係を確認していつ知ったという流れです。

小池委員 そうしますと、山岸さんから坂本さんに書類一式が引き継ぎをされていたんですけれども。信濃毎日新聞社のそういった問い合わせまでは知らなかったということによろしいわけですね。

高橋証人 昨年の12月の文教委員会でもお話ししましたが、その山岸君がつくったメモというものは、当時私も持っておりませんでしたので、何なんだろうこのメモはという思いがまず最初にいたしました。逆にそのコピーをいただけませんかと頼みましたが、いただくことができませんでした。その後、文教委員会でも、さまざまな県議の方がそのメモに基づいて質問されているような様子があったので、非常に、どこからどうなったんだろうというのがまずの思いでした。

小池委員 それでは坂本さんに伺いますが、その山岸さんから引き渡された文書につきまして、書類の内容につきまして、坂本さん自身が手を加えたこと、またはほかの方がその文書の内容について手を加えて変えたというようなことを御存知ですか。ありますか、そういったことは。

坂本証人 そういった記憶はございません。

小池委員 高橋証人に聞きます。その「おはなしぱけっと号」に関する引き継ぎ文書に関しまして、何か証人の知っている範囲で、手が加えられたりというようなことを知っているか、あるいはされたというようなことはございますか。

高橋証人 実は12月2日傍聴させていただいたんですけれども、そのときに(3)番がというやりとりを聞かせていただいて、えっ何の話というのが正直な感想でした。何の文書のことだろうと思って、終わったあと、こども支援課に残されている書類を見させていただきましてけれども、どの部分をどう直したのかなというのが実感です。

あと手を加えたようなことがあるのかという部分においては、唯一心当たりがあるとするならば、昨年の委員会において、変更の見積書を出せと、小池委員の質問がありまして。当初こちらに残っていなかった見積書を長野舞台から送ってもらった覚えがあります。ですから残っていない文書もあるんだなと。あるいは向山県議が12月県議会の際に、パワーポイントでつくったと思われる資料をぱらぱらとされたんですけども、それも見覚えがない文書だという記憶はあるので、ない文書は多分あるという思いはあります。

小池委員 それでは、ありがとうございました。私の方からの質問は以上でございます。

小林委員長 委員各位から尋問がありましたら、御発言を願います。

(「なし」という声あり)

いいですか。

以上で高橋功証人、上原五夫証人、関谷則雄証人、徳竹和幸証人、山岸直樹証人、坂本英樹証人に対する尋問は終了いたしました。証人各位におかれましては、大変お忙しい中お越しをいただき、御協力いただきましたことを心から感謝を申し上げます。御退席されて結構でございます。ありがとうございました。

[各証人 退席]

本日出頭を求めた証人に対する尋問はすべて終了いたしました。

次に、百条調査権に基づき、付託事件の調査を行うための証人出頭要求についてお諮りいたします。来る12月17日(土)既に出頭要求をした3名に加え、このたび証言の訂正申し出のあった元県下水道課長田附保行氏を、証人として本委員会に出頭を求めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。なお証人の出頭時間等につきましては、正副委員長に御一任願います。次回委員会は12月17日(土)に開催し、証人尋問を行います。

この際、何か発言がございますか。

林委員 12月9日(金)の百条委員会で、岡部氏と宮津氏の証人を要請しこの場で了解いただいたんですが、日程全体がタイトになってきておりまして、多分その時間はないだろうとも思われます。それで宮津氏に対してごく簡単な尋問なんですけれども、文書でお願いして回答をいただきたい。例えば一つは、百条委員会での知事証言、9月26日によると、田中知事は田附氏のメールを宮津氏に平成15年10月9日午前7時59分に転送してありますが、これは事実かどうか。こういう問題で4つほどあるんですけども、これを文書で回答をいただきたいと思うんです。尋問は要求して皆さんに了承していただいたんですが、それはなくて結構ですから、その分をお願いしたいと思うんですが。

小林委員長 ただいまの申し出についていかがですか、御協議願います。4項目ですか。

林委員 正確には5項目です。

小林委員長 5項目ですね。いかがですか。

(「異議なし」の声あり)

わかりました。では出頭要求は、いわゆる取り下げたという意味でよろしゅうございますね。

林委員 結構です。

竹内委員 質問内容もそうですけれども、その中身は私ども委員にも配慮いただいて。

小林委員長 よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

林委員 ただし、提出日を12月16日(金)までにぜひお願いしたい。ごく簡単なもので、その点は。

小林委員長 16日(金)ですね。

林委員 よろしく願います。

小林委員長 わかりました。それでは、ただいま林委員からの話につきましては、内容はコピーをいたして、後刻お手元に配付します。つきましては、今の文書による尋問という形になりますが、返答を求めるということについては、決定して御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、決定いたしました。

ほかにこの際、御発言がございますか。

(「なし」という声あり)

それでは、以上をもちまして、委員会を閉会いたします。御苦勞様でした。

閉会時刻 午後7時9分